

徳島県高度外国人材採用活動支援補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、県内事業者における高度外国人材の活用を促進するため、県内事業者の実施する高度外国人材の採用活動等に要する経費に対し、予算の範囲内で、当該事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内事業者」とは、県内に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は県内に住所を有する個人事業者をいう。
- (2) 「高度外国人材」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 大学又は専門学校等を卒業（卒業見込を含む。）し、一定水準以上の専門的知識・能力を有する者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表に規定する在留資格「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「研究」又は「技術・人文知識・国際業務」を受ける見込がある者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表に規定する在留資格「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「研究」又は「技術・人文知識・国際業務」を有する者

(対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 徳島県内に事業所を有する事業者であって、この事業所において、高度外国人材を雇用する予定があること。
- (2) 過去3年間に、労働関係法令に違反していないこと。
- (3) 申請時において徳島県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 申請時において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てを行っていないこと。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。

(7) 国、地方公共団体及び特別の法律により、特別の設置行為をもって設置された法人（その資本金の全部又は大部分が、国又は地方公共団体からの出資による法人をいう。）でないこと。

(8) 事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人でないこと。

(経費及び補助率・補助上限額)

第4条 第1条の経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助率等は、次の表に掲げるとおりとする。

事業区分	経 費	補助率	補助上限額 (1事業者当たり 限度額)
在留資格の取得等	ア 在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請代行 イ 上記に係る相談費用（行政書士等）	1／2 以内	25万円
渡航費等	ア 採用面接のため海外との渡航に要する航空機費用及び日本国内移動に要する交通費 イ 雇用された高度外国人材の日本との渡航に要する航空機費用及び日本国内移動に要する交通費 ウ 県外在住高度外国人材が県内事業者への採用面接等のため日本国内移動に要する交通費 ※燃油特別付加運賃、航空保険超過負担料、空港施設使用料を含む。航空機費用は、「エコノミークラス」又はそれに準ずる運賃（普通席相当のもの）に限る。 ※日本国内移動に要する交通費は、出発地から目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で移動する際に要した経費（鉄道（グリーン料金を除く。）、バス、航空機又は船舶での移動に要した経費に限る。）		

事業区分	経 費	補助率	補助上限額 (高度外国人材 1 名当たり限度額)
人材受入に係る費用	人材紹介契約に基づき事業者を支払う手数料	1 / 2 以内	5 0 万円 ※1 事業者当たり 2 名・100 万円まで
	労働者派遣契約に基づき派遣元事業主に支払う料金	1/10 以内	

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象経費から除外する。

- (1) 事業者が負担していない経費
- (2) 日本国通貨で支払っていない費用
- (3) 対象となる高度外国人材へ支払う給与及び飲食代
- (4) 振込手数料及び各種添付書類の発行手数料
- (5) 国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している経費
- (6) 見積書、契約書、納品書、領収書等で契約額又は支払金額が確認できない経費

3 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金額は、補助上限額を超えないものとし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 補助対象事業に要する金額が確認できる書類の写し（見積書等）
- (4) 事業実態の確認ができる書類（法人の場合は法人の登記事項証明書の写し、個人事業主の場合は直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し等をいう。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業の遂行につき必要と認めて知事が指示した事項を遵守すること。
- (2) 補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(3) この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならないこと。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助目的及び事業に関係がない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第2号)又は補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。ただし、前条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施報告書(別紙3)

(2) 補助対象経費の金額が確認できる書類の写し(領収書等)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第5号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は交付決定内容に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各

本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により補助金の支給を受けたとき。

(3) 第3条の要件を満たさないことが判明したとき。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(返還)

第14条 知事は、第12条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(人材紹介手数料の返還に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、人材紹介手数料の返還を受けた場合は、「徳島県高度外国人材採用活動支援補助金返還に係る報告書(様式第6号)」により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(調査等)

第16条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。